

令和7年度 富山県青少年健全育成審議会議事概要

日 時：令和8年2月13日（金）14：00～15：00

場 所：富山県民会館 704 会議室

出席委員：村上会長、池上委員、泉委員、川又委員、
佐藤委員、澤委員、下町委員、嶋野委員、
清水委員、勢藤委員、武田委員、田辺委員、
廣田（勉）委員、廣田（眞）委員、堀田委員、
宮崎委員、宮島委員、山田委員

（18名出席）

○議事

1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

- ・会長：村上 満 委員 会長職務代理者：廣田 勉 委員

2 部会の設置及び調査審議すべき事項

- ・「有害審査部会」を設置

3 前回の有害審査部会議決内容の報告

- ・令和7年2月14日議決に関するもの
* 県報掲載 令和7年3月14日

4 青少年の健全育成に関する県の主な取組等について

- ・富山県青少年健全育成条例に基づく県下一斉立入調査結果の概要
- ・少年非行、児童虐待及びこどもの性被害の状況

【委員】

有害図書を手にするこどもの「背景」に目を向け、大人が声を掛ける機会を作ることが重要と考える。情報の入手がインターネット中心になり、大人の目が届きにくい。こどもがやりたいことに没頭できる環境を作ることが、有害情報や非行への抑止につながるのではないか。

【事務局】

有害図書は販売方法の規制（区分・配置の制限）が条例で定められており、こどもが有害図書を購入できないようにしている。また毎年指定した有害図書は、県内の書店やコンビニエンスストアに通知して広報しており、インターネットでの購入の増加はあるが、県としては周知・啓発を進め、青少年に悪影響が及ばない環境作りに努めている。

【委員】

インターネットは非常に便利である。こどもの情報源は、ほとんどインターネットであり、こどもでも簡単にインターネットで本を購入できてしまう。こどものインターネットの環境を、家庭の大人がしっかり把握する必要がある。

【委員】

有害図書に関して、条例上は「本屋に置いてはならない」という規制ではなく、販売方法に配慮すべきという内容である。富山県で有害指定されていないが他県では指定されるものなどもあり、販売するにあたり判断は難しい。売れる本ではないため、基本的には返品対応している。一方、ここに掲載されていないような表紙は普通でも中身が極端にグロテスクなものも時折あり、すべての本を中身まで検品することは難しい。書店として注意しているが、インターネット上での販売は把握できないため、家庭での注意喚起が必要だと考える。

少年の薬物乱用について、令和6年度大麻件数が急増している。令和7年度の検挙件数は分かるのか。また、検挙された少年の年齢やインターネットで簡単に大麻を購入できるものなのか、その点を説明いただきたい。

【事務局】

令和7年度のデータは現在取りまとめ中であり、まだ公表されていない。検挙された少年の年齢は、20歳未満の少年。インターネット上の隠語による大麻の情報、あるいは先輩や知人から勧められたことがきっかけで大麻をインターネットで購入している事例がある。検挙された少年の年齢は、18～19歳が中心。

【委員】

富山県警察学生ボランティアが、令和6年度は87名とあるが、どのような方法で募集しているのか。また、委嘱後は年間どの程度活動しているのか。

【事務局】

募集は、県警ホームページで行うほか、委嘱が6月開始のため、大学・専門学校を訪問し、警察学生ボランティアについて説明した上で、随時募集している。活動は警察各部門が行う行事について、ボランティア登録者へメールで案内し、参加希望者が返信する方式となっている。活動回数は現在集計中であり、現時点では数値を示せない。

【委員】

現代のこどもは、表面上はお利口に見え、悪いことをしていないように見えるが、裏では悪いことをしてしまっていることがある。

【委員】

悪い子と言われる方を見てきたが、表面上は利口に見える。ボランティア支援をしてくれる子もいる。ただ、裏で何をやっているか分からない。家庭や周囲が気付かないところで問題に巻き込まれるケースもある。相談を受けた具体例として、スマホをだまし取られ、脅され、呼び出されるという事案があった。警察に相談した際、被害届の扱いに関する説明が担当者間で一致せず、家庭もどう対応すべきか判断に困った。支援を必要とする家庭は多く、対応の在り方に課題を感じている。

【事務局】

「普段は、利口な少年がなぜ？」という点については、少年の特性として「周囲に流されやすい」ことが背景にあるケースがある。興味や友人関係を契機に軽率に行動し、後悔する例が見られる。

【委員】

「利用カード販売業への提言等」について、制度を知る者はほとんどおらず、現代に存在している制度なのか疑問。

【事務局】

「テレホンクラブ営業」、「利用カード販売業」はいずれも時代にそぐわない部分があるかもしれない。条例として、存続させる必要性も含め、検討していきたい。